

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：33901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530128

研究課題名(和文) 裁判員裁判でのICTを活用した法廷プレゼンテーション支援研究

研究課題名(英文) A Research to assist lawyers' presentation with use of ICT in lay judge trials

研究代表者

伊藤 博文 (ITO, Hirofumi)

愛知大学・法務研究科・教授

研究者番号：50232468

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は「わかりやすい裁判を普及させる」のに貢献することである。裁判員裁判の普及にともなって、法律知識の少ない一般人にも裁判がわかりやすいものとなるような努力が、裁判を行う法曹に求められ、裁判上で飛び交う法律用語や法的知識を、ICTを駆使してわかりやすく説明することが不可欠である。本研究は、法廷で弁護士がPowerPointスライドを用いて、わかりやすい弁論を行えるようにICTで支援することを研究してきた。成果として、アメリカにおける現場視察およびその実現方法についてを3論文にまとめ上げた。今後の研究方向の道筋提示とそのプラットフォームを提供できたことが最大の成果であると考えている。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to contribute to "to spread a comprehensible trial." With the start of the lay judge system, lawyers must let lay people of less legal knowledge understand a trial easily. Thus it is necessary to explain the legal term or knowledge swirling around courtrooms with images or video clips by full use of ICT. This research is focusing on assisting a lawyer to do persuasive arguments using some PowerPoint slides in trial with ICT. As a result of this research, I have written 3 articles about on-site review and its implementation in the United States. It is the best achievement of this research to provide with the platform for the future research directions and the paths to be presented.

研究分野：法情報学

キーワード：裁判員裁判 法廷プレゼンテーション ICTの利活用

## 1. 研究開始当初の背景

本研究『裁判員裁判での ICT を活用した法廷プレゼンテーション支援研究』は、次の 2 点の背景を研究契機として開始した。

(1)国民にとって分かりやすい裁判実現を支援する

2009 年 5 月に裁判員制度が導入され、法曹にも法廷でのプレゼンテーション能力が求められている。つまり、難解な法律用語や事件の流れなどを、一般国民から選ばれた裁判員に対して、わかりやすく効率的に説明できるという能力が求められている。しかしながら、現状では裁判所(裁判員法廷)にはハイテク機材が導入されているにもかかわらず、これらが十分に活用されておらず弁護士では PowerPoint を使った高度なプレゼンテーションが行えない状態に留まっている。これに対峙する検察側は、裁判員法廷でのプレゼンテーション技術の開発・訓練を、検察庁が組織をあげて行っている。検察官は、PowerPoint スライドやフリップボードを使いこなした非常にわかりやすい弁論を行い、法律の素人である裁判員に好印象を与えている。一方、弁護士は、国選弁護士として被告人を弁護するケースが多く、弁論そのものに時間と労力を費やすことはできず、裁判員制度対策としても、弁護士会での単発的な研究会を開催するといった程度の準備でもって、法廷に臨んでいる。さらには、PowerPoint を使うことすらできない弁護士が多く、たとえ使えたとしても、検察側の作成する PowerPoint スライドに対抗できるほどの見栄えのするスライドを作成している時間も暇もない。よって、裁判員法廷が開かれる前から、無罪を勝ち取ることはほぼ不可能となり、現状有罪率 99%という状況がさらに高まり 100%に近づく可能性が高くなってしまふ。諸外国を見ても有罪率が 99%という数値は異常であり、健全な刑事司法制度の運営に支障を来すものであり、回避しなければならないと考えている。

(2)プレゼンテーション技術のサポート

このような弁護士の置かれた状況を打破するためには、弁護士が PowerPoint スライドを駆使できるようなサポートをする必要がある。しかし、弁護士会にはそのようなスキルを提供できるだけの能力がなく、せいぜい研究会を開く程度のことしかできていない。よって、本研究では、弁護士にとって、法廷で使える PowerPoint スライドを作成するための支援方法の研究・開発を行う。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、弁護士が裁判員法廷で行う弁護活動を、ICT (Information and

Communication Technology)を積極的に導入させて効率化し、積極的な支援をはかるための研究を行うことである。裁判員制度の下では、法律知識を持たない一般人が刑事裁判に参加し、弁護士は、法廷において、これまでに以上に理解し易く質の高いプレゼンテーション技術が求められている。これを ICT の積極的な利活用により、技術的に支援するための手法を研究開発する。

## 3. 研究の方法

本研究では、法廷で弁護士等の法曹が使える PowerPoint スライドといった法廷用プレゼンテーション素材の作成を行い、これを「プレゼン用法律素材」として、一般公開し分かりやすい裁判が普及することに貢献する。研究は通算 3 ヶ年で行う予定であった。初年度は「準備」に重点を置き、本研究の作業環境および作業組織を整備する。第 2 年度は「制作支援」に重点を置き、コンテンツ作成などの作業を進め、成果物を作成する。第 3 年度は「フィードバック」に重点を置き、ここまでの研究成果を広く利用してもらえ環境を整える。以下、年度毎に研究方法を詳しく説明する。

(1)第 1 年度(平成 23 年)

初年度は、裁判員法廷で弁護士側が使えるような PowerPoint スライドの作成支援のための調査研究および次年度以降の「プレゼン用法律素材」制作のための環境作りを行う。具体的な環境作りとしては、プレゼンテーション技術の向上を目指すために最新のプレゼンテーション技術および裁判員法廷での弁論におけるプレゼンテーションに必要なスキルを調査・研究することから始める。そしてユーザーとなる弁護士のニーズを吸い上げ、次年度以降の「プレゼン用法律素材」作成にフィードバックする。さらに、「プレゼン用法律素材」作成に必要なハードウェア(画像処理用ノート・パソコン)とソフトウェアを調達し環境を整える。

(2)第 2 年度(平成 24 年)

第 2 年度は、法廷でのプレゼンテーションで使われる PowerPoint スライドの制作ができる環境を活用し具体的な制作支援を行う。弁護士に代わって弁論要旨や冒頭陳述書などで使う資料としての PowerPoint スライドや法廷に提出する証拠資料としての動画や画像などのグラフィック技術を駆使した製作物を提供していく。特に、第 2 年度は、「プレゼン用法律素材」作成を中心に研究を進めたい。また、ハードウェアとしては、画像処理などの作業効率を上げるために、可搬性を考慮して処理速度の速いノート・パソコンを導入する。実際に制作にあたる作業員となる法科大学院生や法学部ゼミ生事前教育を行

う。こうした素材を作成するには、まずコンピュータを操作する技術が必要であり、併せて法律知識がないと素材は完成できない。たとえば、危険運転致死の事案においては、事故現場の画像や事故が起こるまでの様子をFlash等の動画で表現することや、故意と過失という概念の説明イラスト等は、法律的知识を持った者でなければできないものである。よってこの両者を兼ね備えた法科大学院生や法学部ゼミ生を活用して、若くて独創性のある者達の力を借りて成果物を作成していく。また、海外にも目を向けてアメリカなどの法廷で使われている素材の研究および法科大学院での教育用カリキュラム化へ繋がりたいと考えている。

### (3)第3年度(平成25年)

第3年度は、研究した技術や成果物を弁護士実務にフィードバックする手法を研究開発して、実践していく。本研究から生み出された「プレゼン用法律素材」や法廷プレゼンテーション用PowerPointスライドを素材としてデータベース化し素材集として、弁護士に対して公開し利用してもらおう。最終年度では、ここまで得た成果を利用してもらえるような環境構築と作成する素材類の質的向上と量的な広がりを探る。

## 4. 研究成果

年度毎に次のような成果を上げてきた。

### (1)第1年度(平成23年)

初年度である平成23年度では、次年度以降の研究のための環境整備を主に行った。第1に、裁判員法廷で弁護士側が使えるようなPowerPointスライドの作成支援のための調査研究を、第2に次年度以降の「プレゼン用法律素材」制作のためのハードウェアおよびソフトウェアの環境作りを行った。具体的に、第1については、プレゼンテーション技術の向上を目指すための最新のプレゼンテーション技術、裁判員法廷での弁論におけるプレゼンテーションに必要なスキル、実際の現場での利用状況等を調査・研究した。第2の環境作りとしては、「プレゼン用法律素材」作成に必要なハードウェアとして、高速な画像処理ができるデスクトップ・パソコンおよび素材となるソフトウェアを購入した。これらの環境を生かして次年度以降の「プレゼン用法律素材」をどのように効率的に生み出せるかを考慮しつつ、試行錯誤しながら研究室環境を整えた。具体的な成果としては、第1に、裁判員裁判におけるICTの利用状況を調べてまとめた論文を執筆したことが挙げられる(論文No1.「裁判員裁判におけるICT利用について」)。第2には、私の担当する法学部ゼミ生に裁判員裁判でわかりにくい法律用語を拾い出させ、その用語を視覚的に理解させるさまざまなPowerPointスライド



Photo1. William Mitchell College of Law

を作成させたことである(Figure1,2)。

### (2)第2年度(平成24年)

第2年度である平成24年度では、前年度で構築した「プレゼン用法律素材」作成研究環境整備研究結果を踏まえ、研究の視野を広げるべく、アメリカへの海外視察を中心に行った。具体的には、アメリカ合州国ミネソタ州のWilliam Mitchell College of Lawにおいて客員研究員(Visiting Scholar)として滞在し、平成24年7月31日~8月27日(26泊28日)まで、ミネソタ州の裁判所における法廷およびロースクールでのICT利用状況を視察した。研修期間を通じて、William Mitchell College of Lawにおいて個人研究室を配置させていただき、ここを拠点として日程調整を行いながら、下記の場所の見学および担当者との意見交換を行った。裁判所としては、Minnesota州のHennepin郡District Court、州最高裁判所、アメリカ連邦地裁District Court of MinnesotaのMinneapolisおよびSt. Paul両裁判所を見学した。法律事務所としては、Minneapolis市に拠点を置きICTに力を入れている3つの法律事務所を見学させていただいた。アメリカの法廷における法廷プレゼンテーションが先駆的であることは、周知のことであり、具体的にどのように日本の法廷にそれらの技術やスキルを導入できるかを比較検討し、大変有意義な情報を得られたと考えている。具体的な成果としては、第1に、上記海外研修の結果をまとめ

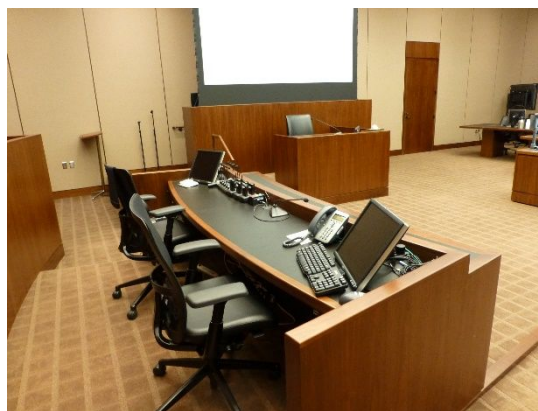


Photo2. 連邦地方裁判所 St.Paul, Minnesota



Photo3. ミネアポリス市の法律事務所内の法廷

た論文を執筆したことが挙げられる(論文 No.2.伊藤博文「ミネソタ州の裁判実務における ICT 利用について」)。第 2 には、私の担当する法学部ゼミ生に裁判員裁判でわかりにくい法律用語を拾い出させ、その用語を視覚的に理解させるさまざまな PowerPoint スライドを作成させたことである。

### (3)第 3 年度(平成 25 年)

第 3 年度である平成 25 年度は、研究代表者が University of Hawai'i School of Law にて 1 年間海外研修を行ったため、当初の予定通りに研究が進められなかった。これは、科研費申請時には予定されていなかった研修であり予期せぬ事であった。特に前年度までに揃えた器材による日本国内での研究環境を利用できなかったため、スライド作成の方は進捗がなかったが、この機会を活用して研究の視野を広げるべく、海外視察を行うことができた。

海外視察という点での成果は以下である。平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間、アメリカ合州国ハワイ州立大 Mānoa 校ロースクールである University of Hawai'i at Mānoa William S. Richardson School of Law に客員研究員(Visiting Scholar)として、ハワイ州にある州裁判所を中心に法廷における ICT の利活用状況を見学し、現状と問題点を調査した。この間、さまざまな法曹関係者と会い意見交換を行ってきた。ハワイ州にある全ての裁判所を 1 年がかりで訪れ、さまざまな法廷を見てきた。実際に ICT を駆使している弁護士に会うということで、何人かの ICT に詳しい弁護士と直接会って話を伺うことができた。合州国連邦地方裁判所で IT を専門に扱う Wailea Kalama 氏、Goodsill Anderson Quinn & Stifel 法律事務所の Thomas Benedict 弁護士、Mark Tarone 弁護士、法律事務所コンサルタント業務を行っている、Eric Fleckles 氏、McCorrison Miller Mukai MacKinnon LLP 法律事務所の IT 関係を担当する Stephen S. Holms 弁護士、Bays Lung Rose & Holma 法律事務所の Craig P. Wagnild 弁護士(ハワイ州弁護士会の会長(当時))、Harvey J. Lung 弁護士、SHOWA LAW



Photo4. ハワイ州の裁判所

OFFICE の Andrew Daisuke Stewart 弁護士らと違い貴重な意見交換を行うことができた。また裁判所訪問時には、ハワイ島(Big Island)の州裁判所の Kona 支部では、Law Clerk の Kori Weinberger 氏、Elizabeth A. Strance 判事と意見交換ができた。支部では、Law Clerk の Adam Mckie 氏の案内での法廷を見学し、貴重な情報交換ができた。アメリカの弁護士・裁判官や Law School 教授との対話は、今後の研究の方向性を考えるにあたりとても大きな示唆を与えてくれた。

### (4)第 4 年度(平成 26 年)

最終年度となった平成 26 年では、研究した技術や得られた知見を活用して成果物を弁護士実務等にフィードバックする手法を、また研究での成果物を利用してもらえるような環境構築と作成する素材類の質的向上と量的な広がり研究するための資料収集を行った。

第 4 年度では、第 3 年度にハワイ州における海外研修で得られた技術や知見をまとめる作業を行い成果物として論文にまとめた(論文 No.3.伊藤博文「ハワイ州の法実務・教育における ICT 利用について」)。さらに法廷でのプレゼンテーションで使われる PowerPoint スライドの制作ができる環境を整えることができた。特に、海外視察などで得た知見を利用して、どのようなコンテンツが求められるのか、どのようなプレゼンテーション手法が求められているのかが研究でき、研究の幅が広がったと考えている。PowerPoint 一辺倒ではなく、Prezi などのプレゼンテーション方法も選択肢として考える必要性を認識できた。

最後に、目的達成度と反省点である。本研究の目的は、弁護士が裁判員法廷で行う弁護活動を、ICT を積極的に導入させて効率化し積極的な支援をはかるための研究を行ない、弁護士に理解し易く質の高いプレゼンテーション技術を提供することであった。目的の達成という点において、今社会が求めている「わかりやすい裁判」のニーズを捉えることができ、それを法曹に提供するための問題点も把握することができた点においては研究

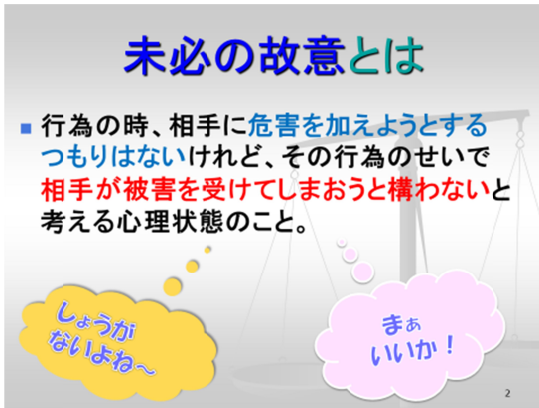


Figure1. 法廷用語スライド「未必の故意」

成果があったと考えている。当初の計画では研究期間内に、(a)状況の分析、(b)技術の開発、(c)法律実務で役立つ成果物の配信、と進めていく予定であったが、(c)にまで十分至っていない点は真摯に反省している。(c)の計画および実務家に提供し普及させていく点については公開用サイト<<http://cals.lawsch.jp>> (Figure3)を立ち上げ配信を始めているが十分ではなく、今後の研究課題と考えている。更に研究成果として不十分であり反省すべき点は、法科大学院での教育用カリキュラム化へ十分に繋がれなかったことがある。また、研究した技術や得られた知見を活用して成果物を弁護士実務等にフィードバックする手法を、また研究での成果物を利用してもらえるような環境構築と作成する素材類の質的向上と量的な広がりやを研究するが不十分であった。これらは今後の研究課題として繋がりたいと考えている。

今後も法廷で弁護士等の法曹が使えるPowerPoint スライドの精度を向上させるとともに、次年度以降もゼミ生や法科大学院生の力を借りて、弁護士に代わって弁論要旨や冒頭陳述書などで使う資料としてのPowerPoint スライドや法廷に提出する証拠資料としての動画や画像などのグラフィック技術を駆使した制作物といった更なるコンテンツ作りを進めて「プレゼン用法律素材」として、一般公開し分かりやすい裁判が普及することに貢献する研究を続けていきたいと考えている。このような研究機会を与えてくれた方々に大いに感謝している。



Figure3. 公開用サイト <http://cals.lawsch.jp>

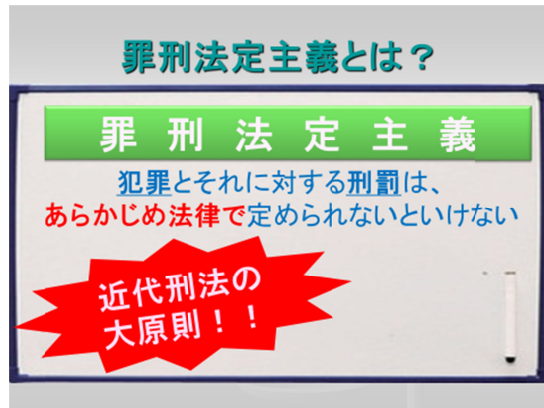


Figure2. 法律用語スライド「罪刑法定主義」

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

- 〔雑誌論文〕(計 3 件)  
論文 No.1.伊藤博文「裁判員裁判における ICT 利用について」愛知大学法学部法経論集第 191 号 45 頁(2012 年)  
論文 No.2.伊藤博文「ミネソタ州の裁判実務における ICT 利用について」愛知大学法学部法経論集第 194 号 49 頁(2013 年)  
論文 No.3.伊藤博文「ハワイ州の法実務・教育における ICT 利用について」愛知大学法学部法経論集第 200 号 87 頁(2014 年)

〔その他〕  
ホームページ等  
<http://cals.lawsch.jp>

6. 研究組織  
(1)研究代表者  
伊藤 博文 (ITO Hirofumi)  
愛知大学法科大学院 教授  
研究者番号: 50232468